

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和5年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)		
大 分 類	中 分 類						令 和 4 年 平 均	4 年 11 月 分	4 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>									
窯業・土石製品製造業		26		5.6	34	320	272	287	291
	セメント・同製品製造業	27	セメント、生コンクリート及びコンクリート製品等の製造を行うもの	3.3	27	220	137	138	141
	その他の窯業・土石製品製造業	28	窯業・土石製品製造業のうち、27に該当するもの以外のもの	6.6	37	366	334	355	359
鉄 鋼 業		29	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼の製造を行うもの並びに鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材等の製造を行うもの	4.3	34	350	192	203	201
非鉄金属製造業		30	鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行うもの、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行うもの並びに非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品の製造を行うもの	4.7	43	307	243	251	251
金属製品製造業		31		5.8	34	365	238	237	234
	建設用・建築用金属製品製造業	32	鉄骨、建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅及び建築用金属製品の製造を行うもの並びに製缶板金業を営むもの	4.3	34	312	199	183	183
	その他の金属製品製造業	33	金属製品製造業のうち、32に該当するもの以外のもの	6.5	35	389	255	260	256
はん用機械器具製造業		34	はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取付けをすることで用いられる機械器具の製造を行うもの。例えば、ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置の製造など	8.0	45	400	435	447	432

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和5年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和4年分のものとは異なる業種目などについては、令和4年11月分及び12月分の金額は、令和4年分の評価に適用する令和4年11月分及び12月分とは異なることに留意してください。また、令和4年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和5年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和5年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				5 年														
				1 月 分														
<b>(製造業)</b>																		
窯業・土石製品製造業			26	288 279	293 279	301 280	297 281	305 282	318 284									
セメント・同製品製造業			27	141 139	146 139	152 139	155 140	157 140	166 141									
その他の窯業・土石製品製造業			28	355 343	361 343	369 344	362 345	372 347	388 348									
鉄 鋼 業			29	209 191	224 193	232 195	226 197	230 198	240 201									
非鉄金属製造業			30	252 241	256 242	266 243	263 244	257 245	260 246									
金属製品製造業			31	234 249	240 248	248 247	258 247	260 247	260 248									
建設用・建築用金属製品製造業			32	184 209	188 207	200 206	216 206	208 206	210 206									
その他の金属製品製造業			33	256 266	262 266	270 265	276 265	282 265	281 265									
はん用機械器具製造業			34	436 456	461 454	471 454	471 453	495 454	523 456									